

「広島県地産地消促進計画（第4次）」（素案）に対する 県民意見の募集について

1 要 旨

広島県では、「地産地消」の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画「広島県地産地消促進計画」を策定している。現在、令和8年度からの5か年を計画期間とする第4次計画の策定に向けた検討を進めており、この度、計画の素案をとりまとめたので、県民からの御意見を幅広く募集する。

2 募集する意見

「広島県地産地消促進計画（第4次）」素案に対する意見

3 募集期間

令和8年8月20日（木）～令和8年9月18日（金）

（郵送の場合は、令和8年9月18日消印有効）

4 意見の提出方法

別紙「御意見記入用紙」を次のいずれかの方法で提出する。

なお、意見を正確に把握するため、電話での受付はしていない。

- (1) 電子申請 県ホームページの記入フォームから送信
トップページ＞組織で探す＞農林水産局＞販売・連携推進課＞「広島県地産地消促進計画（第4次）」（素案）に対する県民意見の募集について
- (2) 郵送 〒730-8511 広島市中区基町 10-52
広島県農林水産局販売・連携推進課
- (3) FAX 050-3852-5522
- (4) 電子メール nouhanbai@pref.hiroshima.lg.jp
※ 件名に「地産地消促進計画パブリックコメント」と記入

5 意見の取扱い

- (1) お寄せいただいた御意見は、計画策定の参考にする。
- (2) 個人が識別される情報を除いた上で公表する場合がある。
- (3) 意見に対する個別の回答は行わないが、県の考え方については、類似の意見をまとめた上で、上記(2)と併せて公表する。

6 資料の閲覧

(1) 広島県ホームページ

本件に係る【県民意見募集（パブリックコメント）】のページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/83/tisantisyosokusinkeikaku-2.html>

(2) 閲覧場所

機関名		所在地	電話
行政情報コーナー（県庁南館 1 階）		広島市中区基町 10-52	082-513-2380
農林水産局販売・連携推進課 （県庁本館 4 階）			082-513-3588
西部農林水産事務所	農村振興課	広島市中区基町 10-52	082-228-2111
	呉農林事業所 農村振興課	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	東広島農林事業所 農村振興課	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
東部農林水産事務所	農村振興課	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	尾道農林事業所 農村振興課	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
北部農林水産事務所	農村振興課	庄原市東本町 1-4-1	0824-72-2015

※ 閲覧可能時間

土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の閉庁日を除き、

- ・ 行政情報コーナー : 8:45～17:00
- ・ その他の機関 : 8:30～17:15（12:00～13:00 を除く）

※ 時間や場所にとらわれない、ホームページからの閲覧が便利です。

7 問合先

農林水産局販売・連携推進課 電話：082-513-3588